

令和5年度
成年後見制度利用促進体制整備研修

(厚生労働省委託事業)

«都道府県担当職員・アドバイザー向け研修»

(総合演習ライブ配信)

一般財団法人 長寿社会開発センター

都道府県担当職員・アドバイザー向け研修（総合演習ライブ配信）

12月15日（金）

時 間	科 目	講 師
	開 場	
9：20～9：30	オリエンテーション	
9：30～11：40	【演習】 権利擁護支援の総合演習 ①	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏 一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子 氏
11：40～12：40	昼 食・休 憩	
12：40～14：00	【演習】 権利擁護支援の総合演習 ①	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏 一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子 氏
14：00～14：10	休 憩	
14：10～17：10	【演習】 権利擁護支援の総合演習 ②	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野 美子 氏 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 西川 浩之 氏 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉部長 十河 真子 氏 日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士 水島 俊彦 氏
17：10～17：25	まとめ・振り返り	
17：25	閉 会	

【都道府県担当職員・アドバイザー向け研修】
総合演習ライブ配信

【演習】
権利擁護支援の総合演習①

◆講 師

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

副センター長 青木 佳史 氏

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

代表理事 川端 伸子 氏

権利擁護支援の総合演習①

1

研修のねらい

- 1 体制整備担当アドバイザーとして、高齢者等が本来は介護・世話を受けるべき専門職から権利侵害を受けている場合に、いかなる法・制度を活用して権利侵害の回復を図るのか、その方法と各機関の役割を確認する。
- 2 都道府県担当職員として、被虐待高齢者が複数の保険者にまたがる場合の、都道府県の役割（首長申立ての調整や必要な手配等）と庁内連携、関係機関等の協働を理解する。
- 3 権利擁護支援担当アドバイザーとして、虐待防止法における対応プロセス、各専門性に基づいた事例の整理、助言者としての立ち位置、役割を確認する。

2

虐待対応と成年後見制度

3

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人 福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス 事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」 又は「養介護事 業」の（※1） 業務に従事する 者

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関する他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

①上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

上記に該当しない施設等（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

②医療機関における高齢者への虐待について

「医療機関」における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法（昭和23年法律第205号）の規程に基づき、医療機関の開設者、管理者が適切な管理を行っているか等について都道府県等が検査を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

介護保険法、老人福祉法規定以外の施設等

- ・サービス付高齢者向け住宅の場合
 - ・介護、食事の提供、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している。⇒養介護施設従事者等として対応
- ・お泊りデイの場合（法定外サービス）
 - ・虐待の主体が養介護施設従事者等であれば、介護保険の時間外であっても養介護施設従事者等による虐待」として対応
- ・養介護施設・事業所に該当しない事業所の従業者による虐待は、養護者による虐待として対応

（参考：市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き　日本社会福祉士会
P13参考）

5

令和3年度 国 養介護施設従事者等による高齢者虐待

厚生労働省「令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より一部抜粋

		虐待判断件数					相談・通報時件数				
令和3年度		739件					2,390件				
令和2年度		595件					2,097件				
増減		144件増					293件増				

本人 届出	家族・ 親族	当該施 設等職 員	当該 施設 等元 職員	当該 施設 管理 者	医療 機関	介護 支援 専門 員	介護サ ービス 相談員	地域 包括	社協 職員	都道 府県	警察	不明 (匿名 を含む)
1.7 %	13.2 %	29.8 %	9.0%	16.3 %	3.2 %	3.5 %	0.4 %	2.2 %	0.3 %	1.8 %	2.4 %	4.9 %

【虐待認定を受けた施設等】 (複数回答)

特別 養護 老人 ホー ム	老人 保健 施設	介護療 養型医 療施設 ・介護 医療院	認知 症対 応型 共同 生活 介護	有料老人 ホーム	小規 模多 機能型居 宅介 護	輕費 老人 ホー ム	養護 老人 ホー ム	短期 入所 施設	訪問 介護 等	通所 介護 等	居宅 介護 支援 等	その 他
30.9%	5.3%	0.7%	13.5%	29.5% 住宅型 14.5% 介護付き15.0%	2.4%	0.8%	1.2%	3.9%	3.1%	3.7%	1.1%	3.9%

6

虐待の発生要因

厚生労働省「令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より一部抜粋

内容 (複数回答可)	割合 (%)
教育・知識・介護技術に関する問題	56.2%
職員のストレスや感情コントロールの問題	22.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	21.5%
倫理観や理念の欠如	12.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	9.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	7.4%
その他	2.6%

R3年度調査結果から・・・当該施設等への指導等の有無

虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、過去にも虐待があつた施設等が146件（19.8%）。過去に何らかの指導等を受けている施設等が201件（27.2%）であった。

7

繰り返している施設・事業所での虐待の構図

- ・施設の中だけで処理、行政への通報無し
- ・職員指導や具体的な対応無し
- ・虐待の分析、対応策の検討無し
- ・自浄機能の欠落、隠ぺいや箱口令



具体的な対策が取られずに同じことの繰り返し



暴力へのエスカレートが重大な事故を招いてきた
事業所だけでは解決できない事態!!

8

養介護施設従事者等による虐待対応の目的

- 高齢者の権利擁護

高齢者に対して行われている今現在の権利侵害から、

高齢者を救済しその権利を護ること

- 虐待の再発防止

虐待をした職員の個人的問題としてとらえるのではなく研修体制は整っているか、利用者のケアの質は担保されているか、運営体制の課題は無いかといった事業所運営上の問題としてとらえ、虐待を起こさない体制づくりやケアの質の改善を目的としている



地域の権利擁護支援に関わる全ての人々の理解が必要

9

事例を通して連携を考える

10

●月〇日

A市から県の成年後見アドバイザー相談窓口へ、以下の相談が入った。

相談概要：

未届老人ホームの元職員から市に虐待通報があった。今後の対応において、入所中の高齢者に成年後見制度の利用が必要になっていると思われる所以アドバイザーに相談したい。

○A市に所在する未届老人ホームが本人と契約して利用者の財産を管理しているという通報者からの情報があるため、成年後見の申立てを検討している。保険者が複数にまたがっており、首長申立てはどの自治体がすべきなのか？

また、ホームが財産管理をしている場合には、後見人にどう引き継げばいいのか？

○虐待対応として動く場合は、県のどの部署に相談すればいいのか？県が主導してくれるのか？これまでA市としては、このような虐待対応の経験がない。

通報者（元職）の通報内容：

「夜間、両手足と腰に身体拘束をして、外から鍵をかけるよう指示されている。本人は具合が悪くても、電話もできず、人を呼ぶことができない。これは虐待ではないか？」という通報あり。（拘束されている写真や、指示が出されている紙の写真もあり。また、高齢者の背中の骨が見えるほどの深い褥瘡の写真や、ただれた湿疹の写真もあり）

11

住宅の概要：

A市にある未届老人ホーム住宅（元社員寮であったマンション一棟借り上げタイプ）で部屋数は8室だが現在入居者は7名。要介護3から要介護5の高齢者6名と障害者1名が入居している。すべてが介護保険認定保持者または障害支援区分認定者であり生活保護受給者もいる。金銭管理は住宅が行っている。医療法人が経営者であり、主治医である。

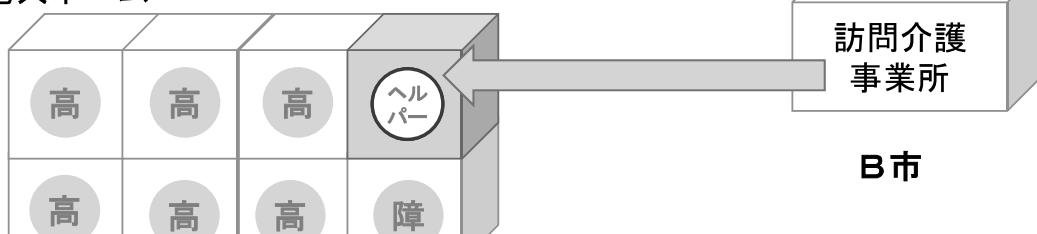
併設の介護保険サービスは無いため、B市の訪問介護事業所（障害福祉サービス事業の居宅介護を併設）を利用。訪問介護事業所職員はサービス提供以外の時間は、住宅の一室を詰所として利用し、日中はほぼ常駐。

9時、12時、15時、17時、19時に訪問して個々に約30分、整容や食事等の世話をしていることになっている。入浴については不明。他のサービス利用は無。

夜間は無人である。

未届老人ホーム

※昼間はヘルパー常駐し、
夜間は無人



A市

12

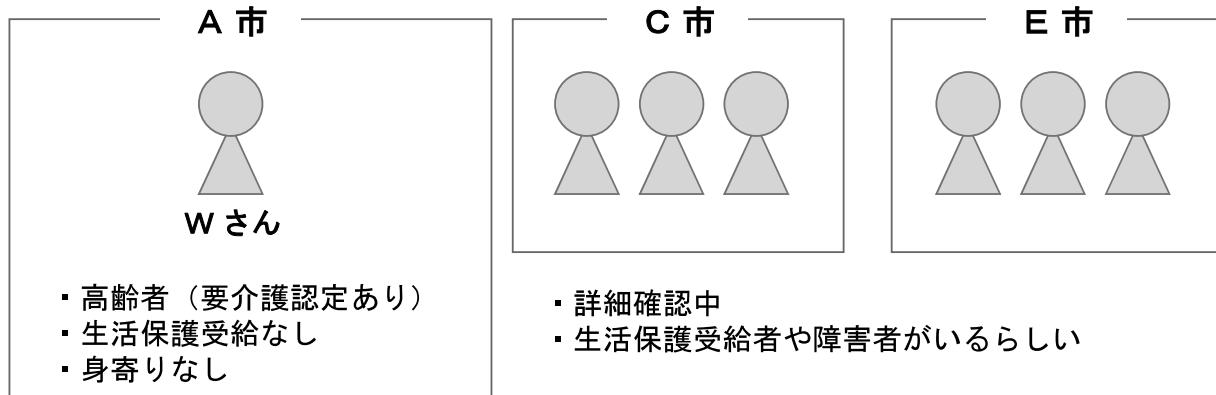
利用者について：

訪問介護事業所の指導権限のあるB市にサービス利用をしている利用者の確認をしたところ、A市から1人、他にC市、E市から3人ずつこの住宅を使っている。

A市の市民Wさんは、高齢者。生活保護受給者ではないが身寄りがない。
(事前情報収集にて確認)

C市、E市については、現在確認中。

- ・市町村で初動の情報収集をするが、保険者が複数にまたがっておりA市から県に報告し助言を求めるとした。
- ・緊急性も高いと思われ急ぎ調査する予定であるが、身寄りのない高齢者については調査の段階から後見制度の利用が必要とも考えるため、現時点で、県の体制整備担当アドバイザーに相談を行った。



13

演習①－1 誰が集まって話し合うと良いか

【ワークの概要】

- ① このような事案が起きたときに、市町村のどの部署の担当者、どの支援機関（社協、虐待対応専門職チーム等）の人が集まり今後の対応について話し合ったらよいでしょう。
- ② また、その調整は都道府県のどの部署が行ったらスムーズに行くと思いますか？
- ③ 地域でこのような事案が起きたときに、あなたはどのように関わることになっていますか。

を考えるワークです。

【ワークの流れ】

- ・個人ワーク 5分
- ・グループワーク 30分（自己紹介含む）

14

【 個人ワーク 5分 】

考えたことを記入します。

15

ブレイクアウトワーク

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします

【 グループワーク 30分 】

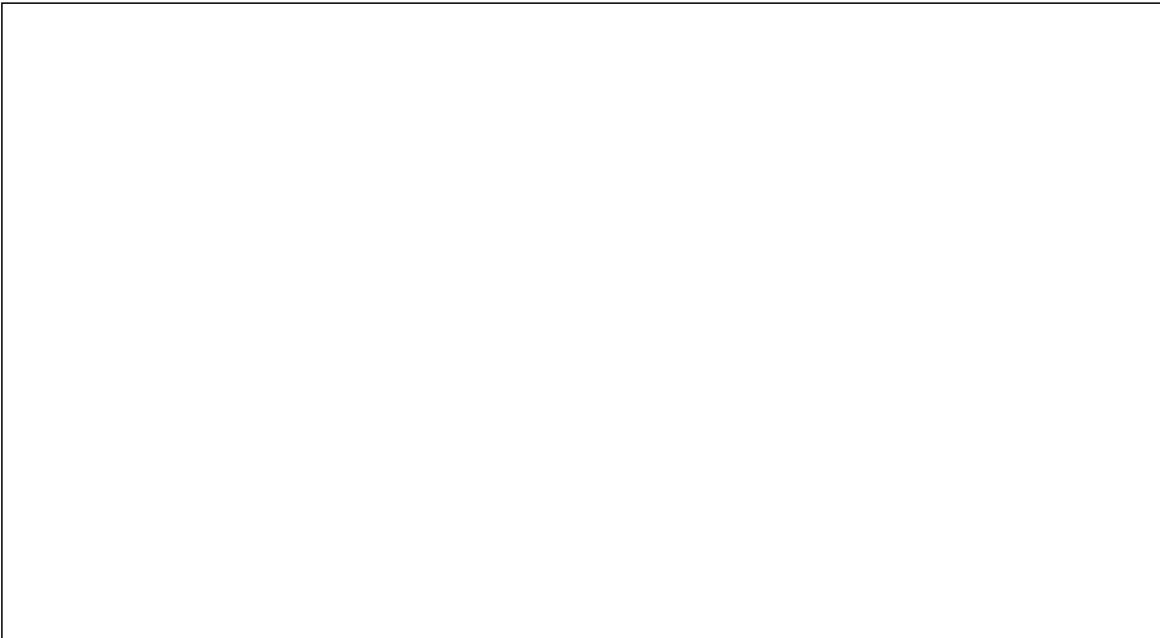
- 1) グループ(5~6人)に分かれます(ブレイクアウトルームに移動します)。
- 2) 1人30秒、自己紹介をしてください。
(紹介する内容: 所属、氏名、ごあいさつ)
- 3) 姓の「あいうえお」順がもっとも早い方に進行をお願いします。
進行者は、全員の方が話せるように声かけをお願いします。
記録は各自行ってください。
- 4) 活発な意見を出し合い、検討しましょう。

16

グループワークの結果を記入します。

17

全体共有

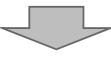
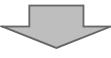


18

施設従事者等による虐待対応の基本

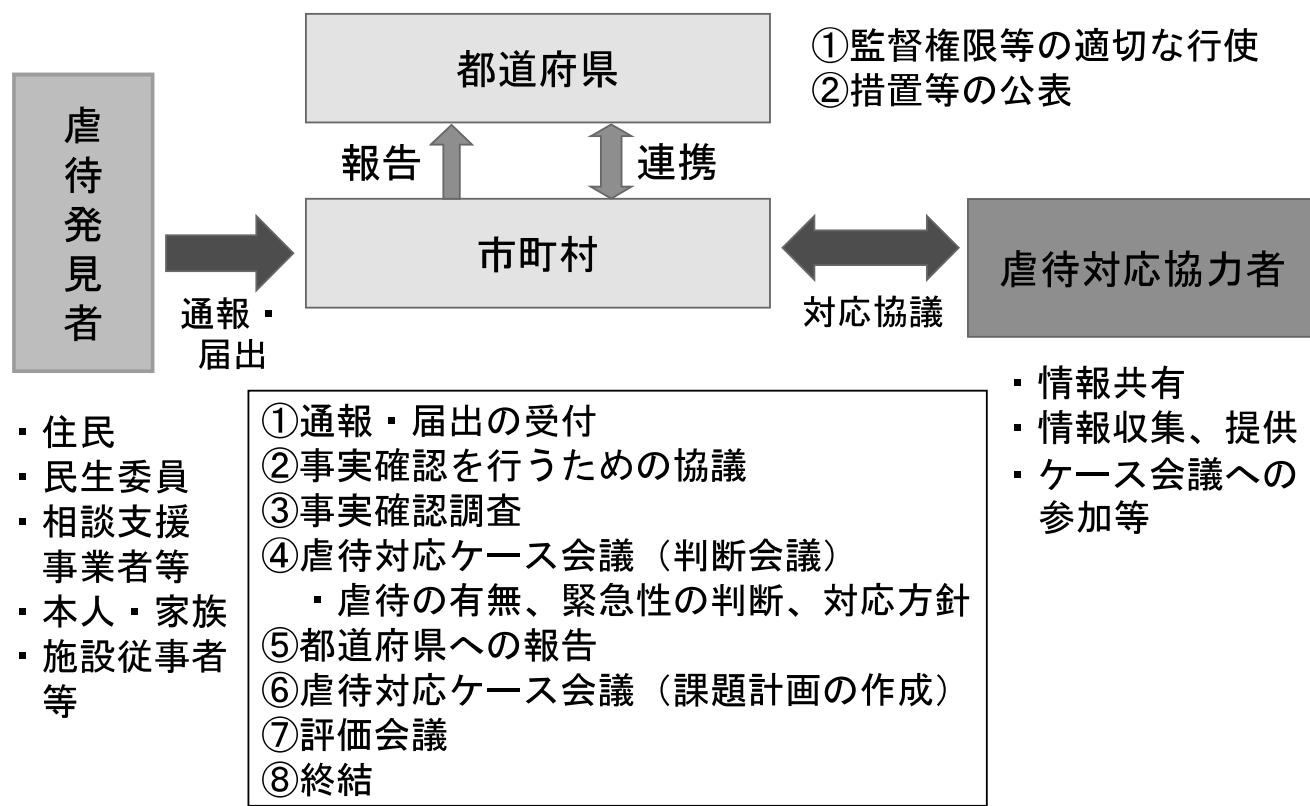
19

【施設従事者等】の虐待対応

1. 市町村が通報や届出を受理し、一定の事実調査を行った上で、都道府県に報告するとともに

2. 市町村及び都道府県が、ケースに応じて、任意調査、実地指導、及び監査権限を、適宜使い分け、速やかな事実確認と調査を行い

3. 介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法や社会福祉法などの関係法規上の権限を行使して、当該施設のサービスを改善する

20

施設従事者等による虐待対応の基本的枠組



21

施設従事者等による虐待対応の流れ

- (1) 通報・届出の受付
- (2) 事実確認のための事前協議
- (3) 事実確認調査
- (4) 虐待対応ケース会議（判断会議）
- (5) 都道府県への報告
- (6) 虐待対応ケース会議（課題別の計画作成）
- (7) 評価会議
- (8) 終結

22

(1) 老人福祉法、介護保険法による権限行使

- ・高齢者虐待防止法 24条に基づく対応

市町村又は都道府県は、虐待が認定される事案では、各権限を適切に行使して、当該施設の業務改善を促す必要がある

- ・通報等を受け付けた市町村・都道府県が行使する老人福祉法又は介護保険法の規定による権限には、

「文書の提出等」

「報告徴収・立入検査」

「勧告・公表・改善命令」

「指定取消・指定の効力停止」等がある。

※ 前提として、高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、任意の事実調査ができる。

23

(2) 社会福祉法、障害者総合支援法による権限行使

- ・障害者虐待防止法 19条に基づく対応

市町村又は都道府県は、虐待が認定される事案では、社会福祉法、障害者総合支援法の各権限を適切に行使して、当該施設の業務改善を促す必要がある

- ・通報等を受け付けた市町村・都道府県が行使する社会福祉法又は障害者総合支援法の規定による権限には、

「文書の提出等」

「報告徴収・立入検査」

「勧告・公表・改善命令」

「指定取消・指定の効力停止」等がある。

※ 前提として、障害者虐待防止法の主旨を踏まえて、任意の事実調査ができる。

24

(3) 権限行使に関する注意事項

1) 通報等を受けた場合の事実確認としては、法第24条に規定する老人福祉法、介護保険法（法19条に規定する障害者総合支援法、社会福祉法）の規定する「監査（立入検査等）」や「実地指導」以外に、各虐待防止法の主旨を踏まえて養介護施設・事業所・障害者施設の協力を得て事実調査を行うこともできる。

事実確認に関する権限の行使としては、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、社会福祉法に基づく「監査（立入検査等）」が基本。

ただ、個別の事案においては、「監査（立入検査等）」「実地指導」「各虐待防止法による任意の調査」の中から適切な方法を総合的に検討して実施する。

25

(3) 権限行使に関する注意事項

2) 対象となる介護サービスの種類によって、市町村もしくは都道府県に権限がそれぞれ付与されている。

また、平成24度以降、市町村、中核市、政令市、都道府県により、それぞれに付与される権限の範囲が異なるので、確認が必要。

また、都道府県では、条例で、独自に権限委譲していることもある。

26

(4) やむを得ない事由による措置

- ・施設・事業所の変更や医療機関への入院等が必要となる場合は、高齢者・障害者本人・家族に任せきりにするのではなく、高齢者・障害者本人の安全についてとともに検討する。

【やむを得ない事由による措置の行使が必要になる例】

- 高齢者・障害者本人に頼れる身寄りもなく、判断能力が低下している場合
- 施設の変更が必要にもかからわず、本人が明確な意思表示をしない場合
- 家族が虐待の認識をもたずに、従前の施設利用継続を求める場合など。

27

(5) 成年後見の市町村長申立て

施設従事者等の虐待対応においても、成年後見制度の活用は重要な対応ツールの1つである

虐待への対応策として、

- ・高齢者・障害者の安全・安心な生活を確保するため
- ・経済的な損害の調査を行い、被害回復をはかるため
- ・今後の被害を防ぎ、財産管理や契約関係を支援するため

必要がある場合は、速やかに市町村長申立てや審判前の保全処分の申立てを行う。

28

(5) 成年後見の市町村長申立て

【具体的な例】

- ①寄付の強要等、施設等による経済的虐待を止めるため（被害回復の賠償や刑事告訴の検討を含む）
- ②経済的虐待の事実確認のため、金融機関等への事実確認などの調査を実効的に行うため
- ③判断能力のない本人につき、今後の虐待を防止するために介護・福祉サービスのチェックを行ったり、必要なサービスの変更を行うため。（やむをえない事由による措置をとった事後対応を含む）

29

(6) 改善指導のポイント

- 改善指導には、虐待を行った職員への対応のみでは不十分である。
虐待の背景・要因を分析し、理事長や理事、監事、施設長、サービス管理責任者の役割、責任などについても状況を把握し、組織的、抜本的な改善が行われるよう指導する視点が必要である。
- 場合によっては、設置者管理者を施設などの運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する。
(たとえば、深刻な虐待事案を管理者・設置者が長期間放置したり、記録の改ざんなど隠ぺい工作をしたような事案で行われている。)
- 指導に従わない場合には、勧告・命令、指定の取消処分等の権限を適切に行使する。

30

【有料老人ホームの扱い等】

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、名称の如何にかかわらず、有料老人ホームの定義に該当する実態であれば、仮に届出がなくとも、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく立入検査や改善命令の対象となる。

サービス付高齢者住宅についても、実態が、有料老人ホームの定義に該当するか否かで判断する。

【参照】H27.3.30老発0330第3号老健局長通知

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」

※有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等の上記に該当しない施設等については、「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されないが、提供しているサービス等に鑑み、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになる。

31

有料老人ホームの定義

有料老人ホーム・・・

老人を入居させ、

入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設。

※便宜供与はどれか1つでいい

※他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。

(老人福祉法29条1項本文)

32

【医療機関について】

「医療機関」における虐待は、高齢者虐待防止法の対象外であり、医療法の規程に基づき、医療機関の開設者、管理者が適切な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には、指導等を通じて改善を図ることになる。

障害者虐待についても同様であるが、ただし、法31条で、医療機関の管理者には、医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施等、虐待に関する相談体制の整備、虐待防止措置を講ずることが求められている。

33

【障害者福祉施設従事者等】とは

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、のぞみの園、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等厚生労働省令で定める事業（限定列举）。

- 「省令で定める事業」として、障害児通所支援事業（児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業）と障害児相談支援事業も対象となる。
- 地域生活支援事業の日中一時支援事業については含まれていない。
- 対象となる施設・事業所が「障害者支援施設」「障害福祉サービス事業」に該当しない場合には「養護者」として対応することが必要。

34

対象となる施設・事業所が「障害者支援施設」「障害福祉サービス事業」に該当しない場合

障害者虐待防止法上の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の規定は適用されない。

しかしながら、該当しない施設につき、障害者虐待についての通報・相談自体を妨げるものではないと解釈できます。

その場合は、通報・相談の内容について適切に相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関への情報提供等を行う。

また、施設の実態によっては、「養護者」に該当するとして、養護者虐待対応を行うことも検討する。

35

通報者の保護

- ・施設従事者等による虐待対応においては、通報者の保護が特に重要なこと。
 - 通報は、虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらないこと
 - 通報等をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないこと
- ・市町村や都道府県は、通報等が寄せられた施設・事業所に対して通報者保護に関する規定を周知させ、通報者の保護を図らなければならない。
- ・さらに、市町村等は、事実確認や虐待対応の過程で、通報者が特定、推認されないように、十分な配慮をはからって、その手法等を選択していかなければならぬ。

36

通報者の保護と「過失」による通報について

- ・「過失によるもの」を厳しくすると萎縮的になり、だれも通報しなくなる。
- ・「過失によるもの」とは、「虚偽」に準じたものである必要があり、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」（厚生労働省マニュアルp99）。
- ・したがって、一応の合理性があればいいのであって、虐待を現認することまでは必要はなく、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指す。

37

演習①－2 連携強化のための会議とは

【ワークの概要】

①これから会議をするとして、どのようなことを検討したら良いと思いますか。論点を出しましょう。

②どこから（機関等）どのような情報を収集するか、その理由を含めて考えてください。

（権利擁護支援担当アドバイザーの方は助言する立場として、考えてください）

【ワークの流れ】

- ・個人ワーク 5分
- ・グループワーク 30分

38

【 個人ワーク 5分 】

考えたことを記入します。

39

ブレイクアウトワーク

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

【 グループワーク 30分 】

1) グループに分かれます(運営側でブレイクアウトします)。

先ほどと同じグループです。

2) 姓の「あいうえお」順がもっとも早い方に進行をお願いします。

進行者は、全員の方が話せるように声かけをお願いします。

記録は各自行ってください。

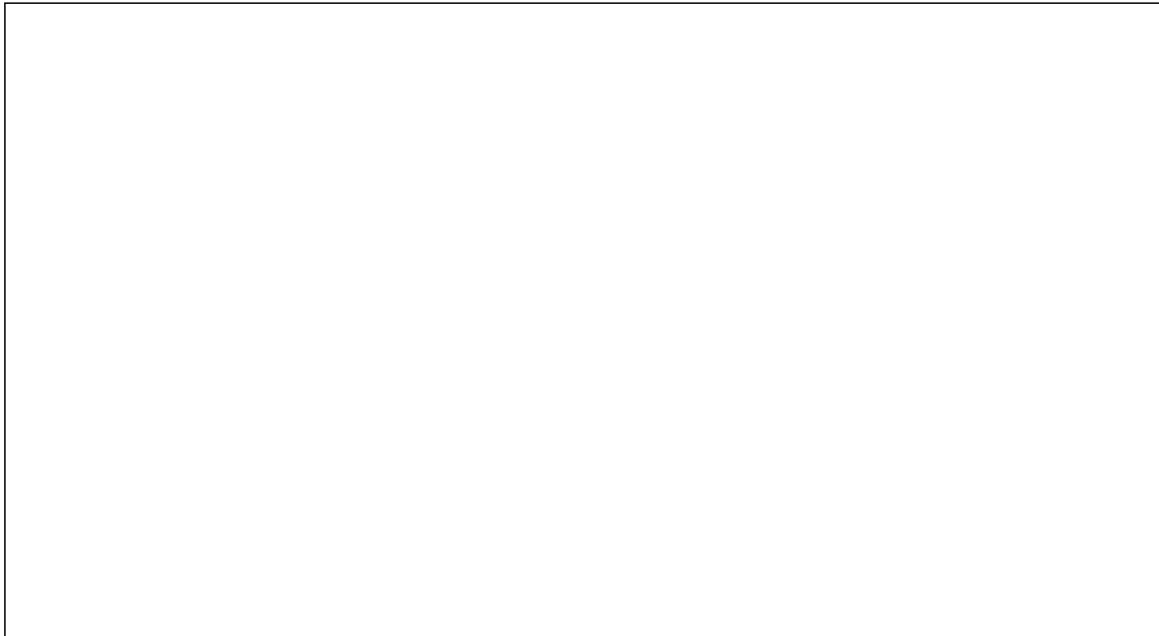
3) 活発な意見を出し合い、検討しましょう。

40

グループワークの結果を記入します。

41

全体共有

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the '全体共有' text. It is intended for participants to write their group work results.

42

本事例に則した 施設従事者等による虐待対応の留意点

43

本件検討において留意すべき点

- 養介護施設虐待でいくか、養護者虐待でいくか？
- どの市町村が中心となるか、都道府県との連携は？事実調査と虐待認定、安性確保のための準備と役割分担
- 成年後見の市町村長申立の目的とタイミングは？

44

養介護施設虐待か、養護者虐待か

- まずは、調査や指導権限が各法に個別に規定されており、拒否的な施設でも対応しやすい養介護施設虐待で対応する方向で検討する
- ※ 要件認定のために、通報や事前の準備調査でどの程度の情報が得られるか。
- ※ 当該施設に関連する事業者、医療機関の介護報酬、診療報酬等の部局間、保険者間での情報共有も重要
- ※ 入所契約や財産管理契約等の利用者と当該施設との法的関係についての確認も重要

45

養介護施設虐待か、養護者虐待か

- 事前情報では、養介護施設の要件確認が難しい場合

現地調査で情報確認の上、養介護施設と認定して対応することを視野に準備する
併せて、認定できなかった場合を考えて、養護者虐待対応としての対応も準備する
養介護施設と養護者で、虐待対応担当部署が異なる場合には、共同して対応することが不可欠
- 入居者に障害者が含まれる場合には、事実調査と虐待認定、安全性確保は、高齢者虐待として行う（法2条6項）
が救出の後の対応等は、成年後見申立を含め、障害者福祉との連携も必要となる

46

市町村間や都道府県との連携は？

- 養介護施設であれば、当該施設の指導権限のある市町村（都道府県）が調査、事実確認、安全確認等は中心に
- 養護者対応の可能性あれば、各入居者の保険者がそれぞれに責任もって調査、事実確認、安全確認等は中心に
- 緊急性ありで、やむをえない事由による措置や緊急入院の対応は、各入居者の保険者において行う
- 成年後見制度の利用が必要であれば、各入居者の保険者が申立を行う

以上を原則に、事案の実情（※）に応じて、都道府県が調整を行う

※ 形式的な住所や保険者だけではなく、入居者の当該施設のある市町村での生活の経過や実態も踏まえ、より情報を把握しているところが適切に対応するとの視点

47

成年後見の市町村長申立の目的とタイミング

虐待の事実確認や安全確認は、原則として、市町村等の任意調査や権限に基づく調査による

また、安全確保策も、やむを得ない事由による措置や緊急入院等により対応をはかるのが原則

（契約入所のために成年後見制度を利用するわけではない）

よって、成年後見制度利用を、虐待の事実確認や安全確保のために活用するわけではない

その後の契約関係の支援や財産管理の確保、経済的虐待の被害回復等のために活用する

48

成年後見の市町村長申立の目的とタイミング

ただし、

- ・経済的虐待の調査については市町村等の調査の限界（契約や預金の取引履歴の調査できない）

- ・年金や預貯金の出金停止の権限もない

また、

- ・立入調査を拒否された場合に入居者の受診や身柄確認の手段も必要

例外的に、成年後見制度の申立を、施設への事実調査や安全確保と併行して検討する必要もある

49

成年後見の市町村長申立の目的とタイミング

例外的な場合、成年後見開始審判とともに審判前の保全処分を申し立てる

保全処分一財産管理者の選任や後見命令

財産管理者の権限・・・

- ・預貯金や年金の凍結、再発行や取引履歴確認

- ・契約関係の確認を当該施設に求めることが可能

but 入所契約の解約、本人の引き渡しをまではできない

※ 後見命令、保佐命令の活用も

50

成年後見の市町村長申立の目的とタイミング

保全の申立について、入居者への面談や連れだしが難しいため、所定の診断書や本人情報シートの作成はできないことが多い

その場合、要介護認定や障害区分認定を受けていれば、認定調査票や主治医意見書といった行政保有情報を資料として、保全処分の決定をもらい、後見開始審判については、救出後に受診をして診断書などを作成する、といった工夫が考えられる

それが無理でも、申立をして、救出後すぐに診断書を作成して提出

ただし、保全処分が認められるには、経済的搾取をされていることの疑いについてのある程度の情報は必要である

51

それぞれの専門性を活かす

体制整備担当アドバイザーとして

自治体職員として

権利擁護支援担当アドバイザーとして

52

事例の経過

虐待対応ケース会議開催後：

- ・県とA市と他3市とで、ホームへ調査を実施。
- ・4名については、やむを得ない事由による措置として特養等へ措置にて対応。
- ・入所者Wさん（A市）は背中の褥瘡と脱水傾向があり、他2名も感染症等の心身の状況から、急遽医療機関に搬送することとなった。

【演習】
権利擁護支援の総合演習②

◆講 師

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野 美子 氏

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
副理事長 西川 浩之 氏

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
地域福祉部長 十河 真子 氏

日本司法支援センター（法テラス）本部
シニア常勤弁護士 水島 俊彦 氏

権利擁護支援の総合演習②

1

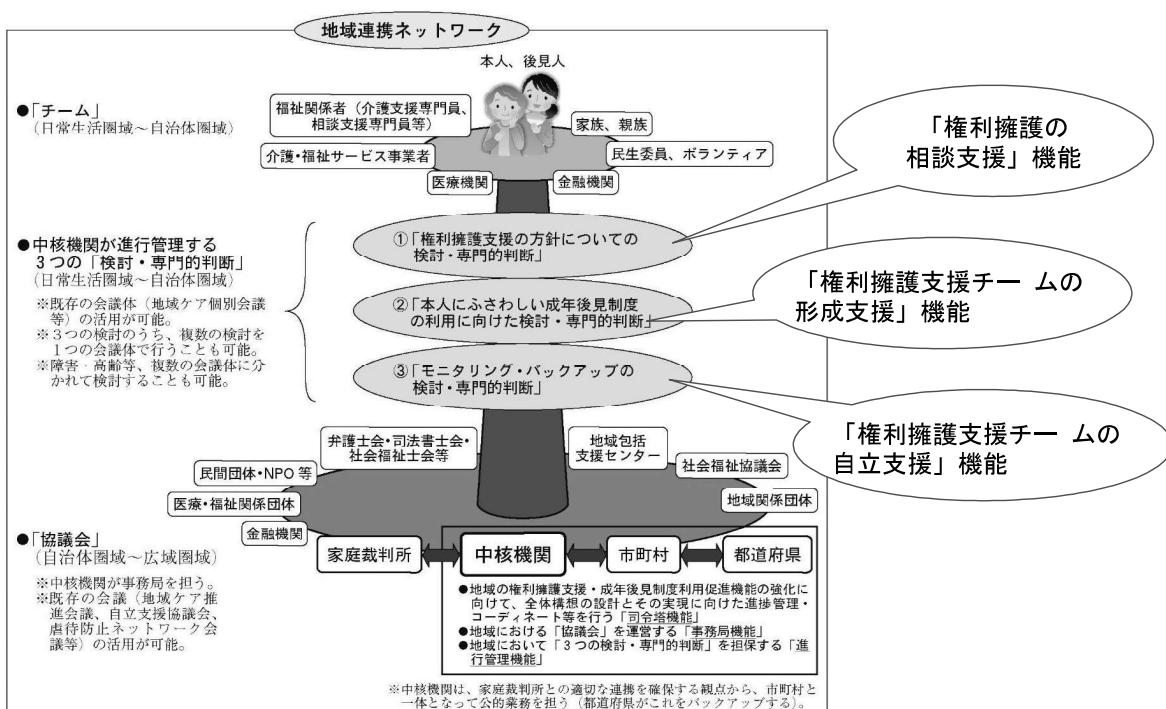
研修のねらい

- 1 権利擁護支援担当アドバイザーとして、本人や支援関係者による意思決定支援を踏まえた保護的介入の後の総合的な支援方針の検討等について、助言者としての立ち位置、役割を確認する。
- 2 体制整備担当アドバイザーとして、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、府内連携、各関係機関等との協働を理解する。
- 3 都道府県担当職員として、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、府内連携、各関係機関等との協働を理解し、市町村の実情に応じた支援体制整備へ向けた関わりの必要性を理解する。

2

虐待対応後（対応中）の成年後見制度活用の検討

3



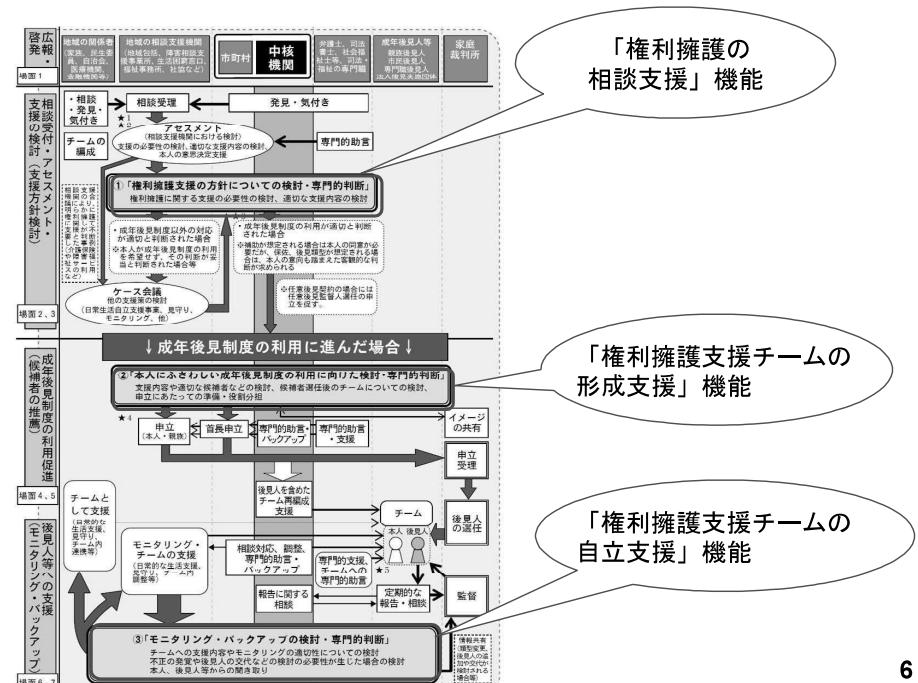
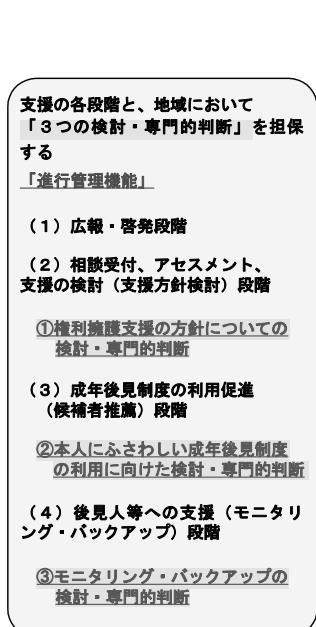
4

虐待対応から権利擁護支援の方針として成年後見制度の活用が検討される場面において

- ・全体の流れをどのように把握するか
- ・虐待対応を成年後見人等だけに任せてしまう対応にならないか
- ・養護者支援における行政・地域包括支援センター等の役割はどうなっているか
- ・地域の実情に応じた家裁との連携や専門職の関与はどうなっているか

5

中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）
（「実務のための手引き」P6）



6

事例を通して連携を考える

7

事例のその後

- ・調査前の情報収集において:
- ・市社協には、過去〇年前の相談記録から、高齢者Wさんの担当ケアマネから、在宅時に自立支援事業の相談を受けていたという事がわかった。日自の担当者が当時、本人のところを何度も訪問したが、本人の拒否が強く契約に至らなかった。担当ケアマネに確認すると、Wさんが肺炎で入院。在宅生活も困難で施設を探しあぐねていたところ、退院時に病院が身元保証人が不要で、財産を管理してくれるこの住宅を紹介したという事がわかった。

8

虐待対応後の成年後見制度活用

- ・医療機関に搬送されたWさんは、1か月後には退院可能となり、やむを得ない事由による措置としてA市の特別養護老人ホームへ入所となり、他の5名はA市の特別養護老人ホームへ入所となった。ホーム入所時は要介護3であった。
- ・A市では、首長申立ての判断やふさわしい後見人等を選任するにあたり、A市成年後見支援センターにて支援検討会議が実施されており、本人情報シートや検討シートに基づき、「成年後見制度の必要性の判断」、「受任調整（診断書の取得、申立人、類型の判断、補助・保佐の場合の代理権・取消権の必要性、後見人等に求められること）」を専門職が参加して助言を受ける場がある。

9

- ・措置入所した当初のWさんは意欲低下が著しく、会話ができない場面もあった。
- ・また、必要な代理権について説明を行っても理解できていると思えない状況があった。
- ・本人情報シートを踏まえて作成された医師の診断書からも「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」という判断が示されたため、後見開始の審判申立てを首長が行った。

10

- 申立てに先だって行われた支援検討会議では、Wさんの今後の能力回復の可能性を踏まえつつも、未だ措置対応が継続していることから、当面の期間、弁護士が後見人として就任することが相当であるとの結論となった。ただし、虐待対応の終結後、Wさんとの面談をより手厚く行い、時間をかけて今後の生活や人生設計について寄り添いながら一緒に考えていく対応が可能と思われる市民後見人に将来的には後見人を交代することが望ましいことが付言された。
- 結果、家庭裁判所は弁護士を成年後見人として選任する旨の審判をなした。

11

虐待の終結

Wさんの最近の状況

- 弁護士後見人は、本人の状態が回復したところで区分変更申請を行い、要介護2となった。また、弁護士後見人が未届有料老人ホームに対し、これまで施設が預かっていた物品、金銭等の調査、返還請求等を行い、最終的には和解に至った。
- 弁護士後見人はWさんと面談を継続したものの、「行くところがないからここにいるしかない」と話すWさんに対して、今後どのような支援を提供できるか悩ましく感じていた。

12

虐待の終結

Wさんの最近の状況（続き）

- 一定期間経過後、A市は、そろそろやむを得ない措置から契約に切り替えるタイミングであると判断し、再度、支援検討会議が行われた。会議では、虐待リスクが軽減したことから、事前に協議したとおり、弁護士から市民へ後見人を交代することが提案された。弁護士後見人は、市民後見人候補者とともにWさんと面談を複数回行った後、自らの辞任許可及び新たな後見人等の選任許可の審判を申立て、家庭裁判所は、諸般の事情に鑑み、A市の市民後見人を新たな後見人として選任した。

13

市民後見人に交代後

- 市民後見人が月に2回、Wさんを訪問し、Wさんが好きな雑誌や興味のあるものを持参してゆっくりと話を聞くことから、Wさんは、自分自身の生活や生き方を考えるようになってきた。
- 半年が経過する頃から、Wさんは自分が住んでいたA市の自宅に戻りたい、という意思を表出するようになった。Wさんの住んでいた居所は、未届老人ホームに入所したときに、ホーム側が家主に連絡をとって解約をしており、自宅は既にない。後見人がそのことをWさんに説明したところ、Wさんはひどく驚き「そんなことを頼んだ覚えはない」という。
- そのころから、Wさんは、「施設を出たい」と強く施設の職員に主張することが多くなった。理由を丁寧に確認してみると、気分転換に外出しようとすると職員から止められるし、仲の悪い利用者とも一緒に過ごしたくない、もともと通っていた近所のサロンにも顔を出したいし、家で猫も飼いたい等と話した。

14

- ・最近のWさんは、物忘れなども多少あるため金銭管理の支援は引き続き必要な状況ではあるが、もはや後見相当とは考え難いこと、もし、帰る家があるのであれば在宅生活がまったく無理とは言えないのではないかと後見人は考えている。施設のケアプラン作成時に、本人を交えて本人の希望を叶えることを話し合う必要性を感じているが、これまでの経緯（措置入所から契約へ切り替わった経緯）等を踏まえると、どのように投げかければいいのか、難しさを感じている。
- ・施設職員とだけのやりとりではWさんの望む生活を支援することが難しいが、A市に相談したところ、「意思決定支援についてはちょっとまだ具体的な検討ができておらず、まだ専門的に相談できる体制になっていません。施設の職員は、特に現状問題がないといっており、見解の相違もあって・・・」と回答された。

15

親族の登場と県相談窓口への相談

- ・その頃、数年前に仕事のため海外に赴任していたWさんの甥が施設を訪れ、本人と面会をした際に、本人が「ここでは以前のように猫を飼うこともできない。施設を出たい」という話を聞いた。甥は、施設職員に対して、「どうして本人は望んでいないのにこの施設にいるのか？本人が出たいと言っているのに、なぜ出られないのか？」と厳しい口調で施設相談員に訴えた。
- ・施設相談員は、市民後見人に甥が面会に来て、訴えたことを報告した。市民後見人は、これまで接点がなかった甥の登場についてどのように対応したらよいのかA市の中核機関に相談し、さらにA市の中核機関から県のアドバイザー相談窓口に相談することとなった。

16

演習②－1 本人の意思を尊重した支援とは

【ワークの概要】

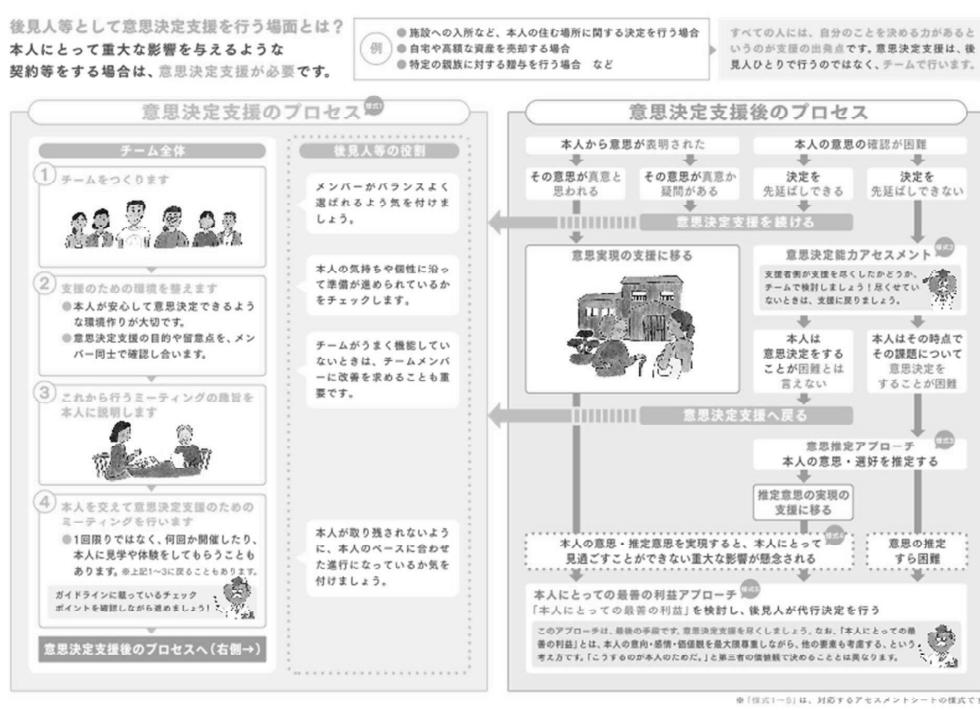
施設へ措置入所し、弁護士後見人が選任され、本人の意欲が回復した状況において、

- ① 「家に帰りたい」という本人に対し、意思決定支援の観点からどのように対応しますか？
- ② 検討する場と参加者について、どう考えますか？

【ワークの流れ】

- ・個人ワーク 5分
- ・グループワーク 30分

17



18

【個人ワーク 5分】

考えたことを記入します。

19

【ブレイクアウトワーク】

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

【グループワーク 30分】

- 1) グループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
午前中と同じグループです。
- 2) 姓の「あいうえお」順がもっとも遅い方に進行をお願いします。
進行者は、全員の方が話せるように声かけをお願いします。
記録は各自行ってください。
- 3) 活発な意見を出し合い、検討しましょう。
- 4) 講師がファシリテーターとしてグループに参加することがあります。

20

グループワークの結果を記入します。

21

全体共有

22

確認が求められること

・意思決定支援のプロセスの再確認

第7原則

特養に措置入所から後見人による契約となつたが、本人の介護度が軽くなり、自分の生活スタイルに合っていない状況がみられる中で本人の意思・選好と生活の情報を収集するためにはどのような方法があるのか。

・権利擁護支援チームの自立支援

施設入所者の支援チームのあり方として、施設関係者と後見人だけで本人の意思決定支援のためのチームとなりうるか。

地域のインフォーマルな関係者等の関与をどう考えるか。

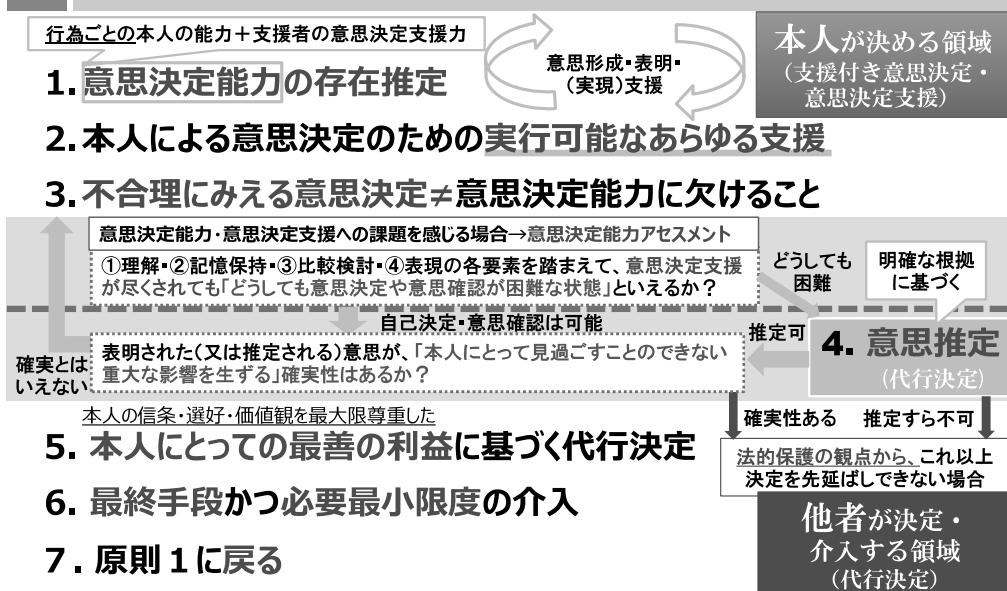
・身元保証人について

施設入所以外の選択肢の提示を考えた際に課題となること

(身元保証人がいない高齢者の賃貸借契約の実際)

23

支援付き意思決定と代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～ver.4



24

厚労省ポータルサイト「成年後見はやわかり」 <https://guardianship.mhlw.go.jp/>



25

本人の状態・状況の変化の把握

チームによる本人の意思決定支援が行われ、同時に、後見類型のままでよいのか、虐待対応における求められる後見人の役割から、意思決定支援、身上保護を重視する場面に転換しているなかで、検討すべきことは何かに気づく

- ・ 類型の見直しや虐待対応における後見人支援のあり方を検討する場の確保
- ・ 本人情報シートを活用することで、後見人に求められている事務の変化を把握し、よりふさわしい後見人への交代も検討できる

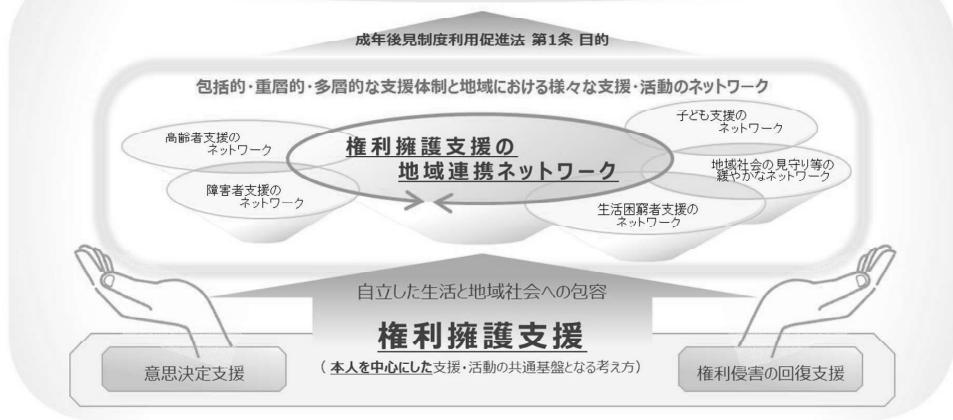
26

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



27

市町村のリスクマネジメント

本人の状況の変化が著しい場面において、適切な類型、権限付与の範囲の見直し、本人側からみた後見人の交代の必要性の検討を行うことが行政側のリスクマネジメントとなる

具体的な方策として

- ①類型の変更と権限付与の範囲の見直し
- ②専門職後見人から、市民後見人、法人後見などへの交代の必要性
を家裁と連携する仕組み
- ③親族から県に「何も知らされていなかった」「勝手に決められた」と苦情が
入った場合のリスクマネジメントとしての本人意思の尊重に基づく支援の
あり方

28

演習②－2 地域課題のとらえ方、対応を考える

【ワークの概要】

- ① この事例から、どのような地域課題があると思いますか
- ② その課題を解決していくために、どのような方策がありますか。
(またはあつたらいいと思いますか。)

【ワークの流れ】

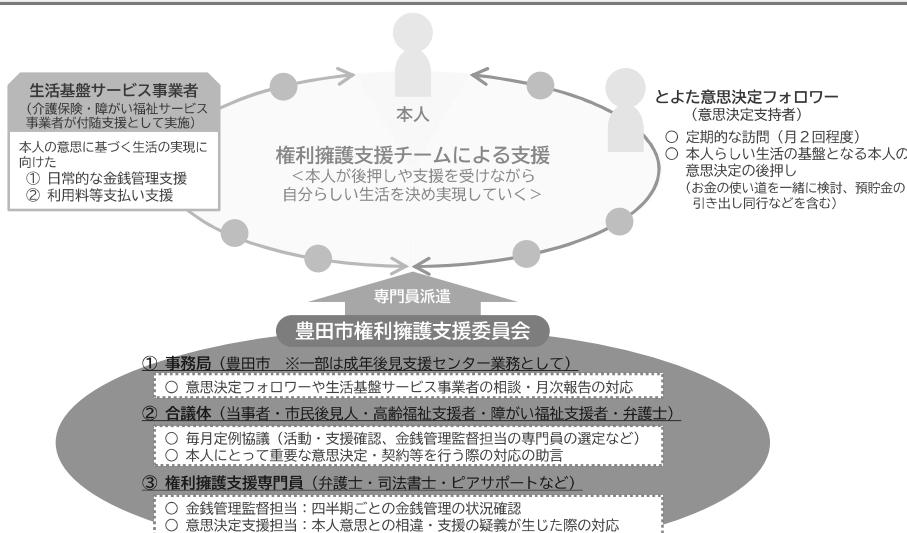
- ・個人ワーク 5分
- ・グループワーク 30分

29

豊田市地域生活意思決定支援事業について



- 豊田市では、これまで家族や成年後見制度等が担ってきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」といった権利擁護支援に関するニーズについて、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



2023/2/19
意思決定支援実践
シンポジウム
見逃し配信

豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

30

地域課題について

例えば…

- 身寄りのない方、またはいても関わりが少ない方が増えている。
(見守りや死後の対応が不安、保証人がいない 等)
- 住まいの確保に課題がある。
(保証人の問題、障害のグループホームが地域にない 等)
- 成年後見制度等が知られていない。→ 十分に連携が取れない。
- 担い手の不足
- 子どもの権利

等々

31

個別課題から地域課題への流れ

個別事例

- 事例にはじまり、事例にかえる
- 地域に暮らす人として、個別事例の環境面もしっかりとアセスメントできれば、おのずと地域課題がみえてくる
- でも、少數の事例を地域の代表とみてよいのか

地域課題の仮説

- 地域に暮らす私の課題は私たちの課題と言える事実
- 地域ケア会議の集積・分析
- 共通するものはなにか？将来にむけた地域課題のタネは？
- 地域課題かもしれないというメガネをかけると違う景色がみえてくる

地域課題の根拠

- 事例(質的調査)からの地域課題の抽出を基礎に、
- 相談分析、地域住民の声、地区診断など各種データ(量的調査)の分析を加えて
- 地域課題としての根拠をつくっていく

令和3年度モデル研修：中恵美講師「地域課題の把握・共有・解決のための仕組みづくり」より

32

【 個人ワーク 5分 】

考えたことを記入します。

33

【ブレイクアウトワーク】

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

【 グループワーク 30分 】

- 1) グループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
先ほどと同じグループです。
- 2) 姓の「あいうえお」順が2番目に遅い方に進行をお願いします。
進行者は、全員の方が話せるように声かけをお願いします。
記録は各自行ってください。
- 3) 活発な意見を出し合い、検討しましょう。

34

グループワークの結果を記入します。

35

全体共有

36

身元保証に関する裁判例

37



権利擁護支援として 透明性・信頼性のある生活支援サービスが提供される必要性

令和4年3月25日名古屋高裁判決（令和4年4月8日確定）

結論　控訴棄却

判断　「暴利行為」による公序良俗違反

① 身元保証契約と死因贈与契約の関係

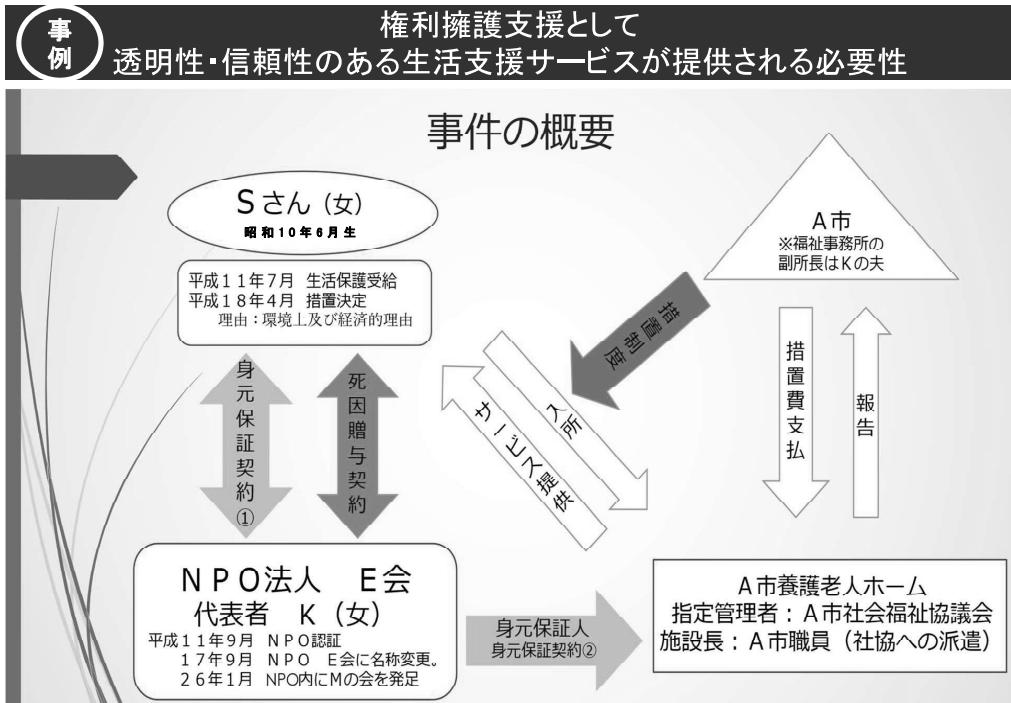
- ・本件身元保証契約は「NPOにおいて利用者の死亡時にその財産の寄付（死因贈与）を受けることを当初から契約内容の1つとして想定していたものであり」「本件贈与契約は、その前提となっている本件身元保証契約の内容を踏まえてその内容を理解すべきものである」

② 暴利行為

- ・「NPOは身元保証等を引き受けた代わりにその費用に相当する90万円だけでなく、当時の本件預金残高552万円あまりをも手中に収めたことになる」が「本件死因贈与契約は、いわば社会的弱者とされる高齢者に身元保証を提供する代わりに合理的理由のないままに全財産を無償で譲渡させることにより控訴人が利益を得るものであって暴利行為と評し得るものであり、その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となるから公序良俗に反し無効である」
- ・「なお、死因贈与契約が締結されるにあたり本件養護老人ホームの関与が認められ、その関与も斡旋に止まらず締結を積極的に促していたことが伺われ、このような関与を通じて公序良俗の契約締結に荷担したことになり軽率の誹りを免れない」
- ・その余の点について判断するまでもなく無効

特定非営利活動法人東濃成年後見センター 副理事長 熊田均氏（弁護士）の提供資料より引用

38



特定非営利活動法人東濃成年後見センター 副理事長 熊田均氏(弁護士)の提供資料より引用

39

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査の結果（概要）

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

調査の背景

[通知日: 令和5年8月7日 通知先: 厚生労働省、消費者庁、法務省]

- ◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加
- ◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み
- ◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題
- ⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による上夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴

- ・契約主体は加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者
- ・死後のリーベースを含み契約期間が長期
- ・サービス提供方法、費用体系が多様
- ・契約金額が高額で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行
- ・契約内容の履行を確認しにくい

消費者保護の必要性が高い

実態（主な調査結果）

- [事業者の取組]
 - ・契約内容の重要な事項説明書を作成している事業者は少数
 - ・預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例
 - ・利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例
 - ・契約履行の確認を契約書に規定
 - ・契約書に解約条項がない例
 - ・遺言書の内容が本人の意思と異なる例
 - ・地方公共団体等の取組
 - ・住民への情報提供が低調

留意すべき事項・対応の方向性

- ・公正な契約手順の確保
- ・預託金の管理方法のルール化
- ・成年後見制度への円滑な移行
- ・契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界
- ・解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化
- ・寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認
- ・啓発資料の充実・周知

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

40

社会福祉法第4条3

地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

41

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進の取組の関係性について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は…

- 地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものである。



- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を進めることは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。
- 特に、**成年後見制度利用促進に係る取組と連携することで、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施**にもつながる。

出典:令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」
報告書の内容を基に一部加工

42

地域でこれから取り組んでいただきたいこと

それぞれの専門性を地域の仕組みづくりに活かす

○自治体職員として

○体制整備担当アドバイザーとして

○権利擁護支援担当アドバイザーとして